

税務課

からの

お知らせ



税制改正の主な改正点と
臨時福祉給付金についてお知らせします。

【来年4月1日施行】

区分		税額		
		改正前	改正後	
原動機付自転車	50cc以下か定格出力0.6kw以下のもの	1,000円	2,000円	
	二輪のもので、総排気量50cc超90cc以下か定格出力0.6kw超0.8kw以下のもの	1,200円	2,000円	
	二輪のもので、総排気量90cc超125cc以下か定格出力0.8kw超のもの	1,600円	2,400円	
	ミニカー	2,500円	3,700円	
軽自動車	二輪の軽自動車 (総排気量125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円	
	三輪	3,100円	3,900円	
	四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,400円	
	その他	4,700円	5,900円	
二輪小型自動車 (総排気量250cc超)		4,000円	6,000円	

軽自動車税の見直し

原動機付自転車、二輪の軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車は、来年度分から改正後の税額が適用されます。ただし、三輪以上の軽自動車は、来年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けるものから、改正後の税額が適用されます。



自賠責保険・共済の有効期限切れていませんか？

自賠責保険・共済は、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反になります。

四輪車はもちろん、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、有効期限切れ・かけ忘れにご注意を！

【平成28年4月1日施行】

区分		改正後の税額	
軽自動車	三輪	4,600円	
	四輪乗用	自家用	12,900円
		営業用	8,200円
	四輪貨物	自家用	6,000円
営業用		4,500円	

初めて車両番号の指定を受けてから14年が経過した三輪以上の軽自動車は、次の税額が適用されます。

税務課資産税係

(市役所1階⑭番窓口)

☎23-3333-1 内線265・266

税務課市民税係

(市役所1階⑫番窓口)

☎23-3333-1 内線263・264・269

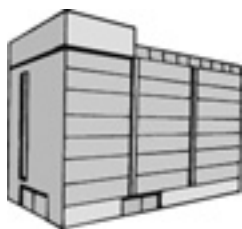
【今年10月1日施行】

区分	現行	改正後
法人市民税法人税割	14.7%	12.1%

※今年10月1日以降に開始する事業年度の法人市民税から、改正後の税率が適用されます

地方法人課税
偏在是正のための措置

地域間の税源のかたよりを修正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税法人税割が次のとおり引き下げられます。



臨時福祉給付金 申請受付中



上の会場でお待ちしています。

臨時福祉給付金の申請を7月1日から受け付けています。

申請書は、返信用封筒で郵送するか、直接受付会場に持参してください。早めの申請をお願いします。

受付期間

7月1日(火)～9月30日(火)の平日

午前9時～11時30分

午後1時～4時30分

※7月1日(火)～4日(金)は、午後7時まで受け付け

※7月6日(日)・12日(土)は、午前9時～11時30分まで受け付け

受付会場

旧水道庁舎(網代町14-7)

税務課市民税係

(臨時福祉給付金担当窓口)

(旧水道庁舎 ☎23-3331 内線651～653)